

篠山市ふるさと森づくり条例

篠山市農都創造部農都環境課 細見 英志

1 はじめに

(1) 位置・地形・気候

篠山市は、兵庫県の中東部、大阪府と京都府との境に位置し、JR福知山線（宝塚線）のほか、舞鶴若狭自動車道などの交通の便が整っており、大阪、神戸、京都へは1時間程度で移動することができます。

三嶽を最高峰とする多紀連山で囲まれた篠山盆地を中央に据え、その盆地には市街地や集落が広がっています。盆地の中央部を横断する篠山川は、加古川から瀬戸内海へ至る源流となっています。気候は、年較差、日較差ともに大きい内陸性気候です。

(2) 歴史

江戸時代、徳川家康の命によって篠山城が天下普請で築城されました。城の築かれた丘陵地が「笹山」であったことからいつしか「篠山」と呼ばれるようになりました。

明治22（1889）年に市制・町村制が施行された際、多紀郡では1町17村が成立しました。それから、幾度の合併を経て平成11（1999）年4月1日に篠山市が誕生しました。

篠山市は近世以降の約400年にわたって「二藩一郡一市」という全国的にも稀な歴史をもっています。また、私鉄資本が入ってこず、大規模開発が行われなかったなどにより、昔の姿があまり損なわれずに残っています。

(3) 文化

篠山地方は、独自の歴史や風土を土台としながら、京文化の影響を受けてきた地方です。また、日本六古窯の一つに数えられる、丹波焼の起源は、平安時代末期まで遡るとされ、その作窯技法は国の無形文化財に選択されています。

篠山を語るには、丹波黒大豆、山の芋、ポタン鍋など篠山の大地・自然の恵みである特産物とその食文化を抜きにできません。それぞれのシーズンには篠山の「食」を求めて多くの観光客が訪れるなど、「丹波篠山の農産物」として全国ブランドの地位を確立しています。

(4) 日本遺産に認定

毎年、夏には民謡「デカンショ節」にあわ

兵庫県篠山市では、豊かな森林を守り、貴重な財産として後世に継承することを目的として「篠山市ふるさと森づくり条例」を制定した（条例第36号として平成26年12月22日公布、平成27年4月1日施行）。恵まれた自然環境や景観が篠山らしいまちづくりを支えているとして、平成22年から様々な検討を経て制定された条例である。



デカンショ祭

せて踊る盆踊りの祭典「デカンショ祭」を行われます。

文化庁が、地域の歴史的的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」の一つとして、平成27年4月、「丹波篠山 デカンショ節―民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶」が認定されました。デカンショ節は、時代ごとの篠山地域の風土や名所、名産品などを歌詞に盛り込み歌

い継がれており、その歌詞は今や300番にも上ります。

2 条例制定に至った背景と経緯

(1) 森林の様子

総面積(377・61平方キロメートル)のうち、4分の3は森林です。このうちスギ、ヒノキの植林地は4分の1程度にとどまり、大部分は集落や人里に接し、かつて人の暮らしに関わりがあったといわれるコナラやアベマキで構成される森林(里山林)です。

スギ、ヒノキの植林地は、木材価格の低迷で管理が滞っており、また、薪などに活用されない里山林は、大径木化して台風の際は風倒木被害が心配され、森林の伝染病といわれるナラ枯れの被害が拡大しています。森林が持つ土砂災害防止機能や地球環境保全、生物多様性保全などの多面的機能が失われつつあることが地域の課題となっています。

(2) 森林動物による被害

シカやイノシシ、サルなどの森林で暮らす野生動物(森林動物)は、森林内で十分な餌の確保ができず、農家が丹精込めて作った野菜を食い荒らし、農家にとっては厄介者です。多様な植生がみられる里山林もシカによる下層植生被害が深刻で、マツカゼソウなどのシカが好まない植物のみの画一的な森に変わり

つつあり、広葉樹を伐採してもシカが萌芽を食べるので森に戻りにくくなるなど、動植物の多

様性が保たれた森林・里山が将来なくなるのではと危惧されています。



マツカゼソウ

(3) 庁内プロジェクトチームと森づくり構想の提案

市が抱える様々な政策課題を解決するため、横断的な部署の職員で構成される庁内プロジェクトチームを設置して政策案などの調査・研究を行っています。年度ごとにテーマを決め、研究結果を市長にプレゼンテーションします。そのプレゼンテーションにより採用された政策案は、次年度以降に予算化され事業実施されます。

篠山市の森林に関する政策課題として①植林地の管理が滞っている、②里山林が荒廃し森林動物の隠れ家となっている、③森林が持つ多面的機能が低下している、④木質バイオマス利用推進の必要性といった4点を一括して研究するため、平成22年度に「森林バイオマス活用プロジェクトチーム」が設置されました。若手職員6人でワークショップを通

じて課題整理や他市町村の事例研究等をし、いくつかの政策提案を行いました。その中で森林保全と資源利用の両立を目指すため、森づくりに関する中長期的な構想「森づくり構想」を策定し、今後それに基づく様々な森林・林業政策を展開することを提案して採用されました。

(4) 森づくり構想策定委員会と条例

この提案を受け、平成24年度「森づくり構想策定委員会」を設置しました。この委員会は、学識経験者、篠山市森林組合や市内で森林整備を行っているNPO法人、篠山市木材協同組合のほか、森林動物に関する学識経験者や鳥獣保護員、森林整備に関心のある市民で構成されています。

この委員会は、森づくりに関して約2年間、会議を17回開催して様々な議論を行いました。その議論の中で「構想の実現を担保する条例制定が必要ではないか」という意見が出されたことから構想の策定と並行して森づくりに関する条例の制定作業を進めました。そして平成26年12月の市議会において「篠山市ふるさとの森づくり条例」が可決成立し、平成27年4月から施行しています。

(5) 温故知森（おんこちしん）

昔は木造の家を建て、薪で風呂を沸かし、炊飯をし、きのこなどの山菜採りやイノシシ

猟をして食し、田を耕す家畜の餌を調達し、子どもたちは野山で遊ぶなど人の生活と森の関係は密接でした。しかし、今では電気、ガス、石油を用いた生活様式に変わり、人の生活と森の関係が断たれています。

森づくり構想策定委員からは「木材の利用などを今の生活様式に合った形で見直せば、再び人は森に目を向け、森や木と親しみ、森林動物ともうまく付き合えるのではないか」という意見がありました。できる限り地域の木材で家や公共施設を建て、薪などで暖をとる、子どもたちの身の回りに森や木と触れ合える環境を整えるなど、昔の人の生活と森の関係や木の使い方を今の技術や考え方でもう一度考え直す必要があるのではないかとという意見が出ました。また、そのような暮らしは、低炭素社会の実現、環境に配慮したまちづくりにもつながります。

これらの考え方を表した言葉が「温故知森（おんこちしん）」であり、森づくり構想はもとより、森づくり条例の根幹となる言葉となっています。

3 条例内容・設計の解説

(1) 篠山市ふるさとの森づくり条例

篠山市ふるさとの森づくり条例は、前文と全15条で構成されています。ふるさとの森づ

くりを定義し、基本理念、市、森林組合、森林事業者、森林所有者及び市民の責務等を定めるとともに、ふるさとの森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにふるさとの森づくり構想を策定し、また、普及のために5月5日を里山の日とすることなどを規定しています。

①前文

篠山の豊かな森は、多様な命を育み、森で育まれる水は、農村生活に必要な水資源となり、身近な植物や農作物を育ててきましたが、現在の自然災害の発生や獣害問題など森のバランスが崩れつつあります。そのバランスを取り戻し、先人が培ってきた多様な命を育む豊かな森と水を未来につなぎたいという願いが込められています。

②目的（第1条）

森林の有する多面的機能を再認識し、森林を育て、森林に親しみ、森林の恵みを受けるといふ循環の中で、森林の保全及び資源の有効活用のための基本的な考え方を市、森林組合、森林事業者、森林所有者及び市民が共有し、ふるさとの森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、本市の豊かな森林を守り、貴重な財産として後世に継承することを目指すこととしています。

③定義（第2条）

ふるさとの森づくりとは、森林を守り、育てるとともに、活用することと定義しているほか、多面的機能、人工林や森林事業者なども定義づけをしています。

④基本理念（第3条）

この条例の目的を達成するため、（1）間伐などによる林内の環境改善や広葉樹化、計画的な森づくり、（2）木材の生産と利用促進、バイオマス利用など森林資源の循環型システムの構築と産業化、（3）森林資源による地域の活性化、（4）人材育成の4つを基本理念としています。

⑤責務と役割（第4条から第8条）

市、森林組合、森林事業者、森林所有者、市民それぞれの責務や役割を明確化しています。

ア 市は、条例の目的達成のため、主体的に森林資源の有効活用などを進め、市民等に対して様々な情報を提供し、木材の地産地消を推進し、公共建築物を木造化、環境への配慮と獣害対策、多様な生態系の保護などを行うこととしています。

イ 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として木材などの生産及び供給を通じて、環境に配慮したふるさとの森づくりに取り組むこととしています。

ウ NPO法人や製材所などの森林事業者は、環境に配慮したふるさとの森づくり

に協力し、また、生態系の保全など多面的機能の確保に配慮した事業活動を行うこととしています。

エ 森林所有者は、自らが所有する森林について、多面的機能が発揮できるような適切な整備及び保全の推進に努めるか又は協力するものとしています。

オ 市民は、森林が貴重な共有の財産であることを認識し、市などが行うふるさとの森づくりに関する取組に協力又は参加するものとしています。

⑥ふるさとの森づくり構想など（第9条から第10条）

市長は、この条例の目的を具体的に推進するため、おおむね20年間の篠山市ふるさとの森づくりに関する基本的な構想を定めることとしています。

⑦ふるさとの森づくり活動の推進（第11条）
市は、次世代を担う子どもを森林を大切にする心の醸成に努めるとともに、5月5日を「里山の日」と定め「go!go!里山の日」をキャッチフレーズにしています。



4 条例等に基づく取り組み

ふるさとの森づくり条例とそれに基づくふるさとの森づくり構想による具体的な事業は、平成27年度から順次取組めますが、既にこれらの考え方に基づく取り組みを先行的に実施しています。

（1）木の駅プロジェクト

「森林バイオマス活用プロジェクトチーム」は条例の他に市庁舎のペレットストーブの燃料となる木質ペレットを篠山産の木材で



木の駅プロジェクト

供給する事業を提案し採用されています。後にこの事業は地域のNPO法人が母体となり、森林所有者と個人商店からなる「丹波篠山の駅実行委員会」を設立し、市民活動として動き始めました。

この木の駅プロジェクトは、行き場がなく山に放置されている木(林地残材)を森林所有者が軽トラックで「木の駅」に運ぶことで森林の整備が進むと同時に地球温暖化防止にも役に立って、自分には木と引き換えの地域通貨でわずかなご褒美がもらえ、まちな元気になるという取組です。

NPO法人が、集まった間伐材などで木質ペレットや薪を製造し、それらは公共施設や家庭のストーブの燃料として供給されています。また、地域通貨により山村部にある小規模なスーパーなどに客足が向かい始め、わずかながら経済の地域循環が進んでいます。

(2) 木造校舎の耐震補強工事

地域のシンボルでもあり、木育のモデルでもある木造校舎を存続させるため、平成24年度に市立八上小学校の校舎の耐震改修工事を実施しました。この工事は兵庫県下で初めてとなる大規模木造校舎の耐震補強工事であり、一部に篠山産の木材を用いています。もう一つの木造校舎である市立篠山小学校も平成26年度に同様の耐震補強工事を実施しまし

た。

(3) 公共施設の木質化など

平成27年度に市営温泉入浴施設「こんだ薬師温泉 ぬくもりの郷」に木質バイオマスボイラーを設置し、篠山産木質ペレットによる温泉水の加温を始めます。

さらに、平成28年4月の開園を予定している味間認定こども園の園舎の移転改築工事は、内装材を木質化し、床や腰板は篠山産木材を用いて進めています。



木造の八上小学校校舎

(4) ふるさとの森づくり実行委員会

ふるさとの森づくりを総合的かつ計画的に進めるため、平成27年度に「ふるさとの森づくり実行委員会」を設置します。構成は行政のほか、木を出す側の森林整備事業者と木を使う側となる製材所や工務店などの事業者等が参画し、「木を利用しながら森を育てる」仕組みを協議し、実行していきます。

(5) 新たな庁内プロジェクトチームの設置

また、今年度は条例に基づくふるさとの森づくり構想に記載された事業を具体的に研究するため「篠山の木のぬくもりを広めるプロジェクトチーム」を設置しました。このチームでは市民の暮らしの中に県産木材や篠山産木材を取り入れるため、篠山産木材を使った小学校用学習机・イスや園児用イス、選挙ボスター掲示場、新生児へ配布する木のおもちゃ制作、住宅リフォーム助成、公共施設の材工分離発注などの具体的な実施方法を研究しており、年度末に市長に政策提案する予定です。

5 今後の課題と展望

人の生活と森との関わりを再構築すること、人の生活と森林動物との関わりを築くことも大変難しい問題です。

農作物の食被害を軽減するために里山林と人家との境界に防護柵を設置していますが、農山村地域の住民は高齢化し、柵の設置や管理が困難になりつつあります。個体数管理のために進めたい捕獲も、銃の所持の規制強化や銃猟免許所持者の減少により難航しているのが現状です。一方で、農家にとつての厄介者であるシカやイノシシ、サルはむしろ増加傾向にあります。昔は農作物被害の軽減と森の恵みとしてイノシシなどを捕獲してきましたが、最近はその恵みのありがたさよりも被害にあった悔しさや怒りが勝り、「共存よりも駆除」という意識が年々強くなってきています。

しかし、サルや鳥は、種を運ぶ役目があり、森林の多様な植生の維持に不可欠な存在であるなど森林の維持に大きく関わっています。その森林と人の生活を両立させるためには、森林動物との棲み分けを意識した森づくりを考えなければなりません。

里山林の望ましい管理の方向は、バッファゾーン（緩衝帯）を意識した整備を行

い、また、そういった取組を行う集落などを支援し、その取組から発生する木を木材やエネルギーとして使う仕組みづくりであると考えられます。また、改めてシカ、イノシシが森の恵みであるという意識を広めるため、シカを食肉として活用する取組を進めることも必要です。

多くの市民が森林、そして、そこに暮らす動物を資源として人の生活に取り入れ、循環させながら森づくりを進めていけるよう、ふるさとの森づくり実行委員会が中心となつて、実践していきます。

●第41号（2015年5月発売） 定価（本体1,143円＋税）

・特集 鳥獣被害と自治体の対応

鳥獣保護法の改正～「鳥獣保護法」から「鳥獣保護管理法」へ～
 農林業と鳥獣被害対策の動向
 都市の暮らしと鳥獣被害対策の動向
 長野県小諸市 猟友会員の減少に対応し野生鳥獣専門員を正規採用
 福井県小浜市 ジビエを使った学校給食の実施
 北海道エゾシカ対策推進条例
 神戸市のいししからの危害の防止に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

新城市若者条例及び新城市若者議会条例
 大館市空き公共施設等利活用促進条例

・トピックス

地方公務員法改正による人事評価制度の導入等に係る制度整備
 千葉県習志野市公共施設再生計画～負担を先送りせず、より良い資産を次世代に引き継ぐ～



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料）TEL：0120-953-431 Web URL：http://gyosei.jp
 受付時間：月～金 9時から17時 FAX：0120-953-495 案内